

○令和5年度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第293号

(目的)

第1条 この告示は、人口減少及び少子高齢化が進行する中、今後のまちづくりにおいて一層重要な役割を果たすことが期待される区、自治会等の活動のうち、地域の安全・安心、住民のふれあい交流及び子どもたちの健全育成に資するコミュニティ活動を支援することにより、魅力的な地域づくり及び協働のまちづくりを推進するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区、自治会等 石岡市区長及び協力員規則（平成19年石岡市規則第15号）別表に定める区域又は一定の地理的範囲に集住する世帯で組織する団体で、規約等を定めるとともに、代表者等を置き、かつ、当該団体に属する世帯からの会費等をもって、自主的に運営していると市長が認めるもの
- (2) 会員 前号の区、自治会等に参加し、かつ、当該区、自治会等の活動に参加している世帯をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の補助対象事業に要する経費のうち、令和5年度4月1日から令和5年3月31日の間に支出する経費とし、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、国、県、市及び公的団体等からの補助金等が充当される経費を除く。

3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金額は、別表第3に掲げる活動とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、コミュニティ活動補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

い。

- (1) 区、自治会等の会員世帯数を確認できる書類
- (2) その他必要な書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該交付申請に係る書類等を審査し、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付するものと認めるときは、当該補助金の交付決定をするものとする。

(交付条件)

第6条 市長は、前条の交付決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(交付決定通知等)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに、決定内容及びこれに付した条件をコミュニティ活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる場合は、コミュニティ活動補助金変更申請書（様式第3号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容に変更が生じるとき。
- (2) 補助金額に変更が生じるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときはコミュニティ活動補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、

その他のときはコミュニティ活動補助金変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者及び補助事業の内容の変更の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、補助事業の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをするときは、市長が定める期日までに、コミュニティ活動補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取消しするものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、市長が定める期日までに、コミュニティ活動補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助対象経費に係る領収書（写し）又はこれに準ずる書類
- (3) その他必要な書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、コミュニティ活動補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、市長の定める期日までに、コミュニティ活動補助金交付請求書（様式第9号）にコミュニティ活動補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の交付を請求しなければならない。

ない。

(概算払)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受けた後、市長が定める期日までに、コミュニティ活動補助金交付請求書にコミュニティ活動補助金交付決定書の写しを添えて、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けた場合は、第11条の規定による実績報告を行う際に、コミュニティ活動補助金精算書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令等、市例規等の処分に違反したとき。

(5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該補助金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、コミュニティ活動補助金返納・返還命令通知書（様式第11号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第16条 市長は、補助金の交付決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年度4月1日から施行する。

(令和4年度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱の廃止)

2 令和4年度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱(令和4年石岡市告示第339号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

補助対象事業

区、自治会等が実施する石岡市協働のまちづくり条例(平成26年石岡市条例第31号)第2条第6号に定める市民公益活動のうち、次に掲げる項目に該当する活動

- (1) 安全・安心を守るための活動
- (2) 住民のふれあい交流を育むための活動
- (3) 子どもたちの健全育成のための活動

別表第2(第3条関係)

補助対象経費

1 一般経費(原則として、単年度で完了する補助事業に要する経費)

- (1) 報償費(区、自治会等の代表者、会員等へ支出するものを除く。)
- (2) 旅費(区、自治会等の代表者、会員等へ支出するものを除く。)
- (3) 需用費(区、自治会等の代表者、会員等を対象とした懇親会等に要する経費を除く。ただし、食材のみを購入する場合又は社会通念上妥当と認められる範囲において、会議等の湯茶及び菓子は、対象経費とすることができる。)

- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料(区、自治会等の代表者、会員等へ支出するものを除く。)
- (7) 賃借料(借地料など当該土地に係る減免を受けているものを除く。)
- (8) 原材料費
- (9) 備品購入費

2 維持管理経費(原則として、複数年度にわたり、契約、約定等に基づく補助事業に要する経費)

- (1) 需用費

- (2) 役務費
- (3) 使用料
- (4) 賃借料（借地料など当該土地に係る減免を受けているものを除く。）

別表第3（第3条関係）

補助対象者	補助金額
(1) 石岡市区長及び協力員条例（平成19年石岡市条例第3号）に定める区長を設置している区，自治会等	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数は切捨て）とし，令和5年度4月1日現在の区，自治会等の会員世帯数に1世帯当たり500円を乗じた額を上限額とする。
(2) 石岡市区長及び協力員条例（平成19年石岡市条例第3号）に定める協力員のみを設置している区，自治会等	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数は切捨て）とし，令和5年度4月1日現在の区，自治会等の会員世帯数に1世帯当たり100円を乗じた額を上限額とする。
(3) 上記(1)，(2)以外で，5世帯以上で構成している区，自治会等	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数は切捨て）とし，令和5年度4月1日現在の区，自治会等の会員世帯数に1世帯当たり50円を乗じた額を上限額とする。

年 月 日

石岡市長 宛

区, 自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ活動補助金交付申請書

令和5年度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおりコミュニティ活動補助金の交付を申請します。

記

1 補助金充当事業の実施目的(あてはまるものに○)

- (1) 安全・安心を守るための活動
 - (2) 住民のふれあい交流を育むための活動
 - (3) 子どもたちの健全育成のための活動
- (実施予定事業)

--

2 補助金交付申請額 _____ 円

(補助事業予算)

収入		支出	
コミュニティ活動補助金 (会員世帯 世帯× 円)	円	補助対象事業	円
地区負担	円		
計	円	計	円

3 添付書類

- (1) 区, 自治会等の会員世帯数を確認できる書類
- (2) その他必要な書類

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

コミュニティ活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、令和5年度度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 決定の区分 交付 不交付
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) 補助金を目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- 4 不交付理由

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

区, 自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ活動補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和5年度度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 変更の内容
- 4 変更理由
- 5 添付書類
 - (1) 変更の内容が分かる資料
 - (2) その他必要な書類

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

コミュニティ活動補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、これを承認することに決定したので、令和5年度度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

また、補助金の額は、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付変更決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助金を目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

コミュニティ活動補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、これを承認することに決定したので、令和5年度度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

区, 自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ活動補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったコミュニティ活動補助金について, 令和5年度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第9条第1項の規定により, 申請を取下げます。

取下げの理由

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

区, 自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ活動補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和5年度度コミュニティ活動補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 実績の概要(内容, 効果等)
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 補助対象経費に係る領収書(写し)又はこれに準ずる書類
 - (3) その他必要な書類

様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

コミュニティ活動補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和5年度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円(交付決定額 金 円)
- 2 交付予定日 年 月 日

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

区, 自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ活動補助金交付請求書

年 月 日付で(交付決定)確定通知のあった補助金について, 令和5年度コミュニティ活動補助金交付要綱第13条の規定により, 下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

補助金の名称		
交付決定通知	年 月 日付け通知(第 号)	
補助金交付決定額	円	
確定通知	年 月 日付け通知(第 号)	
補助金確定通知額	円	
内訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

※補助金交付決定通知書又は補助金確定通知書の写しを添付すること。

3 振込先

振込口座	銀行/信金 支店 普通/当座 第 号 信組/農協
フリガナ	
口座の名義	

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

区, 自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ活動補助金精算書

概算払により交付を受けた補助金について、令和5年度度コミュニティ活動補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 概算払額 | 金 | 円 |
| (2) 交付確定額 | 金 | 円 |
| (3) 精算額 | 金 | 円 |

様式第11号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

コミュニティ活動補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで(交付決定)確定通知した補助金について、令和5年度度石岡市コミュニティ活動補助金交付要綱第15条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
2 返納・返還期限 年 月 日
3 返納・返還方法 返納通知書による

4 補助金の内容

交付決定通知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円(年 月 日交付)
返納・返還事由	

5 注意事項

- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金等交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金等交付規則第19条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 補助金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに、返納又は返還すること。

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第8条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 (第9条関係)
様式第7号 (第11条関係)
様式第8号 (第12条関係)
様式第9号 (第13条関係)
様式第10号 (第14条関係)
様式第11号 (第15条関係)